



本人らしい生活と人生を支える「成年後見制度」

とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク
社会福祉士 西條 志野さん

阿南市の花「ひまわり」の花言葉は、「光輝く」です。人権について考え守っていくことが、まさに光り輝く阿南市づくりにつながります。人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、人権に対する思いを掲げさせていただきます。

「高齢になって、お金の管理に自信がない」「いろいろな手続きや契約のことがよく分からない」「離れて暮らす親が、訪問販売で高額な買い物をしている」「施設入所や入院のときに頼れる親族がいない」「親の年金をきょうだいを使い込んでいる」「親である自分が病気になるたり死亡したりしたとき、障がいのある子どものことが心配」

あなたは、本人の権利や財産を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を保護・支援します。成年後見制度には、すでに判断能力が低下している方のための「法定後見制度」と、判断能力が低下する前に備えとして自分で準備しておく「任意後見制度」の2つがあります。利用するためには、「法定後見制度」は家庭裁判所、「任意後見制度」は公証役場でそれぞれ手続きを行います。本人の心身の状況や生活の状況に配慮しながら、できる限り本人の意思を尊重し、本人らしい生活を維持できるように権利擁護のサポートを担います。成年後見制度が施行されて19年、制度利用者は年々増加傾向にあり、2018年度の統計資料によれば、徳島県では約16000人、全国では約21万8

000人が利用されています。私が所属する「とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク（通称…とくしま絆ネット）」では、県下の弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、社会保険労務士、精神保健福祉士等の専門職が会員となっており、無料相談会の開催や個別相談への対応、アドバイザー契約に基づく市町村行政等へのサポートなどの権利擁護活動に取り組んでいます。成年後見制度に関する相談が増加しています。寂しさや孤独感を背景として第三者から経済的虐待に遭っていた一人暮らしの高齢女性、グループホームでの自立生活を願う知的障がいがある男性、一緒に暮らしていた祖母が入院し生活が困難となった精神障がいがある女性など、寄せられる相談はさまざまですが、法律職・福祉職の連携により成年後見制度利用に向けた支援を進めるとともに、会員である専門職が成年後見人等として受任するケースも増加しています。全国的にも、親族が成年後見人等に選任される割合は年々減少し、第三者（親族以外の専門職や法人等）が約7割を占めています。

本人の笑顔や安心された様子が見られることは何よりうれしいことです。本人の「これまで」と本人が望む「これから」に心を寄せて、本人の生活と人生を支える権利擁護支援が実践されています。成年後見制度は、利用ニーズの高まりの一方で、成年後見人等の人材不足や成年後見人等による不正などの課題も抱えています。そこで、国では、2016年5月、「成年後見制度利用促進法」が施行され、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり③後見人の不正防止の徹底と利用しやすい調和を施策目標として、利用者にとつてより良い制度となるよう取り組まれています。これを受けて、阿南市では県下でいち早く、今年度から「成年後見制度利用促進審議会」が設置され、利用促進のための仕組みづくりが進められようとしています。判断能力が低下しても尊厳が守られ、今日を生きる喜びや明日への希望を感じながら暮らしていける、そんな「権利擁護のまち阿南市」であることを願っています。

問い合わせは

人権・男女参画課
（☎22-3094）へ

